

公益社団法人 大阪介護支援専門員協会

第 13 回定時総会

令和 8 年 6 月 20 日(土) 会場：OMM ビル 1 階グラン 101～102



公益社団法人大阪介護支援専門員協会

公益社団法人大阪介護支援専門員協会倫理綱領

前文

私たち介護支援専門員は、生活上のニーズを有するすべての人々が地域において安心して生活しているよう、ノーマライゼーションの理念に基づき、差別や排除のない公正な社会の実現を求めます。私たち介護支援専門員は、介護支援サービスを担う専門職として社会的責任を自覚し、利用者の自立支援と生活の質の向上のために、常に専門知識と専門技術を磨き、倫理的自覚の向上を目指します。ここに、公益社団法人大阪介護支援専門員協会として倫理綱領を制定し、これを遵守することを誓います。

(利用者本位と自立支援)

1. 私たち介護支援専門員は、すべての人々の基本的人権を擁護し、利用者一人ひとりが求める生活の実現に向かって、利用者本位の立場から自己決定を最大限に尊重し、自立支援と生活の質の向上のために介護支援サービスの提供を行います。

(適正な介護支援サービスの提供)

2. 私たち介護支援専門員は、常に専門知識と専門技術の研鑽に励むとともに、豊かな感性と人間と社会に対する深い洞察力をもって、利用者やその家族との信頼関係を構築し、適正な介護支援サービスの提供に努めます。また、私たち介護支援専門員は、作成するケアプランやこれに基づくサービス調整に対して、専門職としての責任を負います。

(個別性の尊重とプライバシーの保護)

3. 私たち介護支援専門員は、介護支援サービスの提供に際して、利用者の個別性に配慮し、人間としての尊厳を守ります。同時に、利用者のプライバシーを保護するために、職務上知り得る個人情報および個人の秘密を守り、これを他の目的には利用しません。なお、秘密は介護支援専門員の職を辞した後もこれを守ります。

(総合的なサービス提供と他機関との連携)

4. 私たち介護支援専門員は、個々の利用者に対して最適なケアプランを作成し、必要かつ十分なサービスを総合的に提供する職務を負います。そのために医療・保健・福祉その他関連する分野の専門職あるいは地域のインフォーマルな支援者との積極的な連携を図っていきます。

(利用者の代弁と権利擁護)

5. 私たち介護支援専門員は、権利擁護の観点から利用者の生活上のニーズを受け止め、必要があれば利用者に代わって、これを代弁します。また、利用者に判断能力の低下が認められ、権利が侵害される恐れがある場合には、利用者保護のため関係機関と連携し、権利擁護に努めます。

(支援ネットワークの構築と地域福祉推進)

6. 私たち介護支援専門員は、地域福祉の視点に立ち利用者の生活上のニーズ解決に向けて、各種の支援策やサービスを活用し、地域生活の継続を支援します。そのため関連する関係機関やインフォーマルな支援者等と支援ネットワークを構築し、チームアプローチの方法を用いて生活支援に当たります。

(公正中立な情報提供と協働行動の推進)

7. 私たち介護支援専門員は、サービス利用に当たって利用者が正しく自己決定することができるように、所属法人等の利害に左右されることなく公正中立の立場からサービス情報の提供に努め、説明責任を果たします。また、私たち介護支援専門員は、アセスメントからケアプラン作成に至るケアマネジメント過程に、利用者とその家族の積極的な参加を促して、協働行動の実現に努めます。

(制度の改善と質の高い介護支援専門員の育成)

8. 私たち介護支援専門員は、介護保険をはじめとする制度・政策の充実、社会資源の整備と改善およびケアマネジメントの普及と向上に取り組みます。また、介護支援専門員の育成と専門性の強化のために研修体系を整備することやケアマネジメント実践のサポート体制の構築に力を注ぎます。

(サービス情報の公開と評価)

9. 私たち介護支援専門員は、利用者がサービス提供者を幅広く公正に選択できるように、サービス提供に関する情報の公開を積極的に推進します。また、利用者や第三者によるサービス評価のしくみを確立し、自己の実践を点検し評価できる環境の整備を目指します。

公益社団法人大阪介護支援専門員協会 第13回定時総会

- ◆日 時 令和8年6月20日(土) 14:30～17:00
- ◆場 所 OMMビル1階グラン101～102

【 総 会 次 第 】

1. 開 会
2. 挨拶
3. 報告事項1 令和8年度事業計画及び予算報告
4. 報告事項2 令和7年度事業報告について
5. 議長及び議事録署名人選出
6. 第一号議案 令和7年度決算報告について
7. 第二号議案 公益社団法人大阪介護支援専門員協会 会費規則の改正について
8. 第三号議案 理事・監事の選任について
9. 質疑応答
10. 閉 会
11. 総会記念講演

報告事項 1

2026（令和8）年度 事業計画

次期介護保険制度改正に関する意見書がとりまとめられ、介護支援専門員更新制度の廃止とともに、研修制度については分割受講のイメージが示された。次年度については従来の法定研修が継続する見込みであるが、これらの制度改正も見据えた質の維持・向上に資する新たな制度に応じた支援体制を整えていく必要がある。特に、介護支援専門員の人材不足は顕著になっており、現在のいわゆる再研修の対象となる介護支援専門員証未更新者に関する研修等対応が随時となる可能性もあり、制度改正の内容も見据えて準備態勢を図っていく時期になると考えられる。特に主任介護支援専門員の位置づけについても法律事項となることから求人も含め、その支援体制も検討する必要がある。

一方、業務の生産性向上についてICT化を図る、また、居宅介護支援事業所が介護職員等処遇改善加算の対象となる見込みであるが、他のサービス事業所含めケアプランデータ連携システム加入が要件とされたが、これはいわゆる介護情報基盤の構築へ向けた前段階と考えることもできる。想定図では各サービス事業所間をはじめ、介護認定調査情報や各種申請事項が電子的に行える図も示されているが、これらは市町村ごとに進捗が異なる可能性もある。ただ、大阪協会会員によるメールアドレス登録者率は高くない、このため、各支部との情報共有を図り利用者ひいては担当する介護支援専門員にとっても電子化について情報収集を図りフィードバックを行っていく。

また、有料老人ホーム等に関するケアマネジメントについて、新たな相談支援事業類型が構築される見込みとなっており、これらの生活支援のあり方や現行のケアプランチェック事業等含め新たな類型に関してどのような実態が想定され、ケアマネジメントの進め方となるか、現行の居宅介護支援との違いや生活相談等、事務局人員増強も含め、これらの需要にも応えていきたい。

2027(令和9)年2月20日(土)は、近畿ブロック大会IN大阪開催を予定している。各会員の参加を得て10年ぶりの大会の成功を祈念し、協力をお願いしたい。

《2026（令和8）年度各部活動事業計画》

■事業部名「学術研究部」

（計画総括）

介護支援専門員は、「介護保険法」第7条第5項において『要介護者又は要支援者（以下、要介護者等）からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ各種サービス事業を行う者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するもの』と位置づけられている。

令和6年度の介護保険制度改正を経て、地域包括ケアシステムの深化と持続可能な介護体制の構築が求められる中、介護支援専門員には、制度の趣旨を的確に理解し、利用者本位のケアマネジメントを実践する専門職としての役割が一層期待されている。

令和8年度は、これまでの取り組みを継続しつつ、改正内容の定着を図り、「質の高いアセスメント力」や「意思決定支援」「多職種協働による支援体制の構築」など、ケアマネジメントの質の更なる向上を目指す。また、介護支援専門員法定研修カリキュラム改定への対応として、「適切なケアマネジメント手法」（基本ケア及び疾患別ケア）を学ぶ研修を企画・実施し、専門的知識・技術の研鑽を図り、実践力の向上に努める。

さらに、公益事業としての研修や法定外研修の実施、府をはじめ関係団体から調査研究等の委託があれば、実施・協力し、実践と学術的基盤の充実に努める。

＝活動計画＝

委員会の開催：毎月第3木曜日

（計画内容）

1. 研修計画

1) アセスメントの向上をめざした研修の実施

- | | |
|-------------------------------|----|
| ① 「楽しくアセスメントしよう！（OCMAシートの活用）」 | 2回 |
| ② 「課題整理総括表と評価表を学ぶ（習熟編）」 | 2回 |
| ③ 「コミュニケーションも理論と訓練が大事です。」 | 2回 |

2) 医療との連携力強化として、

- | | |
|--------------------------------|----|
| ① 「適切なケアマネジメントを活用した疾患別ケアマネジメント | 2回 |
| ② 「入退院支援について」 | 1回 |
| ③ 「多職種連携研修」 | 1回 |

3) 日常生活を営む要介護者等への支援に必要な専門的知識習得の研修実施

- | | |
|------------------------|----|
| ① 「意思決定支援について（ACP）」 | 1回 |
| ② 「成年後見について」 | 2回 |
| ③ 「看取り（人生の最期を支える）について」 | 2回 |

2. 大阪府等関係機関からの委託による調査研究等の実施

3. 介護支援専門員の資質向上のため、他団体等との連携による研修・学術研修・調査を行う

4. 当協会が主催する研究大会（第25回近畿ブロック in おおさか）及び近畿介護支援専門員門員研究大会への協力支援 「演題発表に向けて作成支援のための研修」の開催

5. その他 必要に応じてトピックス等あり。

■事業部名「職能対策部」

(計画総括)

介護保険制度を活用されている利用者や施設入居者ご本人（以下、「ご本人」とする。）が、地域でどのように生活を継続していきたいか、そして、これからどのような人生や時間を送りたいかを、表出出来るような地域社会構築を目指したいと誰もが考えている。

そのためには、地域包括ケアシステムの具体的な実施、実践が早急に必要だと考える。

介護支援専門員が、ご本人やご家族と信頼関係を構築する礎としてのコミュニケーション能力を高め、特に会員に対し、円滑なスーパーバイズができるような、研修等を組立、実施したいと考える。

1. 医療機関との連携を図る。
2. 施設に勤務する介護支援専門員を対象とする研修（事例検討会等）を企画・開催し、資質向上を図り、介護支援専門員同士または関係機関との連携強化を図る。
3. 主任介護支援専門員を対象とするフォローアップ研修（事例検討会等）を企画・開催し資質向上を図る。
4. 多職種協働での研修を企画・開催する。
5. 会員の意思や意見を集約し、活動に反映する。

＝活動計画＝

委員会の開催：毎月第3月曜日

(計画内容)

1. 多職種協働での研修を企画、開催
2. 主任介護支援専門員のスーパーバイズ能力向上研修を企画、開催
3. 施設介護支援専門員対象の研修会を企画、開催し、親睦を深める
4. 会員同士の情報交換及び交流の場の企画、開催
5. 会員にとって、魅力的と思える研修会等の企画・開催

■事業部名「ブロック活動部」

(計画総括)

ブロック活動部は、支部支援活動（①活動休止支部活動再開、②支部活動支援、③ブロック活動強化とブロック間活動支援、④支部総会開催支援、⑤会員増員）を実施する。これに基づき、活動が困難な状態になっている支部のため、各ブロック理事が各支部長と連携し、支部活動が安定的に運営できるようにブロック内の会合の機会を定期的に持つなどし、相談支援や環境づくり等を実施していく。

また、他事業部と連携し、支部会員の職能向上に向けた取組を行う。そして、多職種連携を推進するため、支部及びブロック等で、関連団体等の他職種との連携強化を進める。

今後もブロック活動部は、支部支援を通じて支部と大阪協会、日本協会の3層構造の充実を図る。

＝活動計画＝

委員会の開催：毎月第3金曜日（WEB会議とする）

(計画内容)

1. 活動休止状態支部の活動再開支援活動
 - ① 各支部の活動状況実態把握のためのブロック内会合機会
 - ② 支部活動休止状態と判断された支部の活動再開に向けた支援活動

2. 地域支部支援と協会との連携事業
 - ① 支部長会開催
 - ② 支部交流会開催
 - ③ 地域支部への講師派遣及び研修支援（法定外研修を含む）
 - ④ 地域支部への役員派遣及び総会支援
 - ⑤ 地域支部支援（啓発活動及び地域活動支援等）
3. 支部支援活動
 - ① 情報伝達システムの構築
 - ② WEB会議及び研修開催支援
4. ブロック活動支援とブロック間連携強化
5. 協会会員増員活動
6. 他事業部との連携による支部会員の職能向上
7. 関連団体との連携強化
8. ケアマネジャーの専門性と役割に関する普及啓発事業
 - ① 業務範囲の明確化と周知
 - ② 生産性の向上と専門性の発揮
 - ③ ケアマネジャー業務の見える化と役割分担の推進

■事業部名「府民情報発信部」

（計画総括）

府民情報発信部は、当協会の他の事業部と協働し、当協会の普及啓発に資するため活動を行う。

当協会会員に対して、介護保険制度を中心とした関連情報の提供や、協会活動の周知を図るとともに、大阪府内の公的機関や関係団体などに、協会の活動内容を発信することにより連携を深める。

また、ホームページや講演会などを通じて、府民向けに介護に関連した情報の提供を行う。介護支援専門員の資質向上や、職能団体としての責務を果たすべく下記の事業活動を展開する。

＝活動計画＝

委員会の開催：偶数月第2月曜日 OCMA 会場・奇数月第2月曜日 Zoom 会議、各月で変更あり
その他必要時開催

（計画内容）

1. 委員会の開催：毎月の開催
2. 協会会員や関連機関・団体へ向けた情報の発信
 - ① ホームページの運営・管理（情報の更新や掲示板管理）の推進
 - ② 機関紙「OCMA 通信」の編集/年4回発刊（4月・8月・10月・1月）発行
 - ③ 介護支援専門員向けのジャーナル誌・機関紙（OCMA通信特別号）の検討
3. ブロックの各支部の活動や施設・包括・社会資源について集約、発信
4. 府民に対して、リーフレット、記念誌等を活用した啓発活動
5. 展示会等における広報活動（バリアフリー展・近畿ブロック研究大会など）
6. 広告規程等、府民情報発信部管理の各種規程の管理・運用
7. 所属団体及び推薦理事との連携促進等（バリアフリー展での協力体制など）

■事業部名「総務部」

(計画総括)

総務部は本会他の事業部と協力し合い法人法に準拠した組織体制の強化、介護支援専門員の意識向上を図るために以下の事業を進める。

＝活動計画＝

(計画内容)

1. 諸規程の整備、運用管理に努める。
2. 改正倫理綱領の普及啓発を行い、介護支援専門員の倫理的自覚の向上を目指す。
3. 総会等の人権研修を含めた理事研修を開催し、人権意識向上に努める。
4. 業務を執行する理事として選定された者に対し 3 箇月に 1 回自己の職務の執行の状況を常任理事会に報告する書面提出を促す。

■事業部名「災害対策委員会」

(計画総括)

能登半島地震を受けて災害対策基本法が改訂され、それに伴い DWAT が明記され、活動範囲の変更があり、指定避難所だけでなく在宅避難、車中避難も含めたようは避難者への生活支援を行っていくことになりました。介護支援事業所の災害時の BCP についても改訂が必要となったことを受けて、様々な大規模自然災害に対して適切な対応ができるよう、BCP の変更、マニュアルの変更についての研修を実施していく。大規模な災害に備え、協会として会員の防災・減災への対応力の強化や、他職種との連携、災害時の支援体制の確立を目指した活動を更に行っていく事を 2026 年度の目標とします。

＝活動計画＝

委員会の開催：毎月第 3 水曜日

(計画内容)

1. 災害支援ケアマネジャー養成研修の実施（日本協会）
2. 防災訓練への参画（大阪 880 万人訓練）
3. BCP 作成、災害対応マニュアルについての会員向けの研修
4. BCP 作成、災害対応マニュアルについてフォローアップ法定外研修
5. 大阪 DWAT への参画
6. 災害発生時の情報収集と対応

■事業部名「ワークサポートケアマネジャー委員会」

(計画総括)

近年、働きながら介護を担う「ビジネスケアラー」の急増に伴い、介護離職が社会的な喫緊の課題となっています。本部会では、ワークサポートケアマネジャーが企業と地域をつなぐハブとなることを目的に活動をしていきます。

介護離職の防止を柱に、ケアマネジャーが「生活の支援者」としてだけでなく、ワークサポートケアマネジャーとして「仕事の継続の調整役」としての企業のコンサルティングの役割を確立することを目指します。

企業との橋渡しとして 企業の人事担当者や産業医と、地域のケアマネジャーが連携する仕組みづくり。「介護のために仕事を休む（辞める）」のが当然という考えから、「仕事を続けながらどう介護を組むか」への視点転換ができる支援を目指していきます。

＝活動計画＝

活動の目的として、働きながら家族介護を行う人（ビジネスケアラー）を支援し、介護離職の防止、地域・企業・介護専門職の連携促進、相談支援体制の強化を図る。基本方針としては、企業と介護専門職の連携促進、仕事と介護の両立に関する普及啓発、相談支援・情報提供の充実を図ることとする。

（計画内容）

1. 研修・セミナーの開催

仕事と介護の両立支援に関する研修会、企業向けセミナー、ケアマネジャー向け対応力向上研修
（主なテーマ例 介護離職防止 ビジネスケアラー支援 両立支援制度の理解など）

2. 情報発信、相談窓口

協会ホームページ・広報誌での情報発信、相談窓口の設置、両立支援ガイド・資料作成

3. 調査・研究

介護離職に関する実態調査、ビジネスケアラー支援事例の収集、企業の両立支援制度の調査

4. 委員会の開催

月1回の開催予定

5. その他

必要に応じて課題等の対応

■事業部名「研修センター」

（計画総括）

研修センターは、大阪府や各市町村を始めとする行政機関と連携、他事業部や大阪府介護支援専門員法定研修実施団体などの他団体と協力しながら、①法定研修の実施や法定研修に係る必要な会議や調整等、②各市町村介護給付適正化事業のケアプラン点検を実施、③介護支援専門員の資質向上研修に係る事業を実施する。

＝活動計画＝

（計画内容）

1. 大阪府介護支援専門員法定研修の実施及び連絡協議会の運営と実施

① 大阪府介護支援専門員再研修

② 大阪府介護支援専門員更新研修（未経験者向け）

③ 大阪府介護支援専門員更新研修（実務経験者向け） 専門研修課程 I

④ 大阪府介護支援専門員現任者向け研修 専門研修課程 I

⑤ 大阪府主任介護支援専門員研修

⑥ 大阪府主任介護支援専門員更新研修

2. 大阪府介護支援専門員法定研修作業部会の実施・事務支援

3. 大阪府介護支援専門員法定研修に係る講師調整

4. 法定研修講師の勉強会・研修支援の実施

5. 法定研修講師資質向上の支援

6. 大阪府介護支援専門員法定研修に係る各団体及び大阪府との連携
7. 大阪府介護支援専門員資質向上委員会及び連絡協議会への参画
8. 介護支援専門員更新制度における資格、申請に事務手続きの支援
9. 各種研修（法定研修・法定外研修など）及び更新手続きに関する相談支援
10. 市町村介護給付適正化事業への協力・実施及び企画
11. 介護支援専門員活動に必要な自主研修で資質向上を図る
12. 介護支援専門員資質向上研修の支援（法定外研修、自主研修等）
13. 大阪府介護支援専門員法定研修における感染症対策の実施
14. 大阪府介護支援専門員法定研修におけるオンライン化の検討及び実施
15. 大阪府介護支援専門員法定研修における講師・ファシリテーター養成の検討及び実施

■事業部名「事務局」

（計画総括）

介護支援専門員の健全な活動を支援するため会員管理を行い、日本介護支援専門員協会との情報共有・連携を充実させる。又、協会支部の状況把握と密なる連携を図っていく。大阪府よりの受託研修、法定研修に関わる研修事務や登録事務作業を実施するため、行政・他団体との情報共有や連携により事業推進を図っていく。

＝活動計画＝

事務局会議の開催：必要時随時

事務局職員の管理と情報共有環境の整備

（計画内容）

1. 公益法人事務作業
2. 会員管理における一般社団法人日本介護支援専門員協会との事務連絡の連携
3. 支部会員の管理・地域活動支援
4. 会員への入会金の管理（督促等の案内事務）
5. 会員への啓発活動支援・情報誌の発送事務作業の支援
6. 各部会活動に対する事務作業の支援（委員会・研修等）
7. 大阪府より受託する介護支援専門員資格の登録事務（申請から新証の発行事務）
8. 介護保険制度改定等の研修・啓発支援
9. 近畿介護支援専門員研究大会の協力及び支援
10. 大阪府指定の法定研修に関する事務作業の支援（ホームページの周知等）
11. 法定研修の事務作業の支援及び関係団体との協働・連携
12. 法定外研修に関わる行政・支部との連携
13. 各種会議における事務作業
14. 府民に対する介護保険制度・介護支援専門員への相談・周知活動
15. 各種職能団体との連携
16. 感染症対策における事業体制の実施
17. 第25回近畿ブロック研究大会 in おおさかの協力

報告事項 2

2025（令和 7）年度事業報告

■総会報告

公益社団法人大阪介護支援専門員協会 第 12 回定時総会

◆日 時 令和 7 年 6 月 21 日（土） 14：30～17：00

◆場 所 OCMA ビル 2 階 201～203 会議室

【総会次第】

1. 開 会
2. 挨拶
3. 報告事項 1 令和 7 年度事業計画及び予算報告
4. 報告事項 2 令和 6 年度事業報告について
5. 議長及び議事録署名人選出
6. 第一号議案 令和 6 年度決算報告について
7. 第二号議案 理事の選任について
8. 質疑応答
9. 閉会

■理事会報告

理事会開催：5 月 24 日（土）・11 月 29 日（土）・3 月 28 日（土）合計 3 回

◆第 145 回理事会 令和 7 年 5 月 24 日（土）

【理事会審議関連事項】

1. 審議事項（令和 6 年度決算、監査報告、令和 6 年度事業報告、第 12 回定時総会議案書、理事の推薦、処遇改善を要望する署名活動・決議書、相談役の選任）

【理事会報告関連事項】

1. 事業部報告（事業進捗状況、職務執行状況報告等）
2. 研修センター（大阪市スキルアップ事業、箕面市給付適正化事業、令和 6 年度業務完了報告等）
3. 事務局（団体賛助会員入会、会員状況、大阪府・市予算編成に対する要望等）
4. その他（総会に関する質問・意見等の事前受付、開催案内、委任状・議決権行使書、記念講演の依頼、来賓出席依頼、懇親会等）

◆第 146 回理事会 令和 7 年 11 月 29 日（土）

【理事会審議関連事項】

なし

【理事会報告関連事項】

1. 事業部報告（事業進捗状況報告書、職務執行状況報告書等）
3. 研修センター（令和 7 年度介護給付適正化事業契約及び進捗状況、法定研修実施状況、登録更新手続状況等）
4. 事務局（団体賛助会員入会、会員状況、会員メール登録、機関誌発行、署名活動、大阪・関西万博出演、日本経済新聞社からの取材等）
5. その他協議事項（大阪府立ち入り検査の結果報告）

◆第 147 回理事会 令和 8 年 3 月 28 日（土）

【理事会審議関連事項】

1. 審議事項（令和 7 年度補正予算、令和 8 年度当初予算、令和 8 年度事業計画、第 13 回定時総会次第案等）

【理事会報告関連事項】

1. 事業部（事業進捗状況報告書、職務執行状況報告書等）
2. 研修センター（令和 7 年度介護給付適正化事業実施状況、法定研修及び更新手続状況等）
3. 事務局（団体賛助会員入会、会員状況等）
4. その協議事項（大阪府訪問看護ステーション協会訪問看護懇話会、第 25 回近畿ブロック研究大会 in おおさか実行委員会等）

■常任理事会報告

常任理事会開催：毎月 1 回（第 2 水曜日 18：30～20：30）

臨時常任理事会開催：1 回（総会時開催）

合計 13 回

■学術研究部

1. 定例会の開催

月 1 回 第 3 木曜日に学術研究委員会を開催。研修企画・研修担当者等の協議を実施した。また、今年度の研修は、公益事業として無料と有料の法定外研修を実施した。

2. アセスメントの向上をめざした研修

①対人援助に不可欠な面接技法を学ぶ ～コミュニケーションも理論と訓練が大事です～

令和 7 年 4 月 12 日（土） 計 38 名受講

令和 8 年 3 月 14 日（土） 計 26 名受講

②「楽しくアセスメントしよう！（OCMA シートの作成）」

令和 7 年 5 月 31 日（土） 計 64 名受講

令和 8 年 1 月 24 日（土） 計 20 名受講

③楽しくアセスメントしよう！（課題整理総括表と評価表を学ぼう）

令和 7 年 5 月 31 日（土） 計 49 名受講

令和 8 年 1 月 24 日（土） 計 18 名受講

④初歩から学ぶ「適切なケアマネジメント手法」

令和 7 年 9 月 20 日（土） 計 39 名受講

3. 日常生活を営む要介護者等への支援に必要な専門的知識習得の研修

①「成年後見制度について」

令和 7 年 7 月 19 日（土） 計 63 名受講

②「看取り」

令和 7 年 7 月 19 日（土） 計 50 名受講

③「成年後見制度について」

令和 7 年 12 月 13 日（土） 計 37 名受講

④「看取り」

令和 7 年 12 月 3 日（土） 計 35 名受講

⑤「意思決定支援について」

令和 8 年 2 月 28 日（土） 計 29 名受講

4. その他（法定外研修）

①「入退院支援について～ケアマネ編～」

令和 7 年 10 月 25 日（土） 計 27 名受講

②「多職種連携の理解について」

令和 7 年 11 月 16 日（土） 計 51 名受講

5. 第 24 回近畿ブロック研究大会 in ならの協力（第 3 分科会「地域でつなぐケアマネジメント（5 演題）」を担当した。

■職能対策部

1. 職能対策部定例会の開催

令和7年度も、新型コロナ感染拡大防止のため、職能対策部定例会は基本的に毎月第3月曜日19時からオンラインで開催した。4月21日(月)・5月19日(月)・6月16日(月)・7月14日(月)・8月18日(月)・9月22日(月)・10月20日(月)・11月17日(月)・12月15日(月)・12月20日(土)・1月19日(月)・2月16日(月)・3月16日(月)の合計13回開催した。

研修講師との打合せを兼ねた定例会では講師との日程調整を行い開催した。内容は研修等について、企画・検討を行った。

2. 研修の開催

施設・居宅ケアマネジャー対象の「カスタマーハラスメントに関する研修会」及び「ICTを活用し業務効率化の研修会」の開催。主任ケアマネジャーフォローアップ研修(スーパービジョン)の企画をした。

①「カスタマーハラスメント研修」(共に築くハラスメントのない未来にむけて)

講師：泉田健司弁護士

日時：2025年5月17日(土)9:30~12:30

会場：参集型 OMMビル3階大阪介護支援専門員協会研修室 法定外研修 参加者 計61名

②施設・居宅ケアマネジャー対象の研修会「ケアマネ業務をスマートに」ICT活用研修会

講師：タダカヨ

日時：2025年12月20日(土)9:30~12:30

会場：参集型 OMMビル3階大阪介護支援専門員協会研修室 法定外研修 参加者 計29名

3. 令和8年度に向けた研修企画検討

①(企画中)主任ケアマネジャーフォローアップ研修「日常場面で実践するスーパービジョン研修会」

講師：植田寿之氏

日時：2026年5月9日(土)9:30~12:30

会場：参集型 OMMビル3階 大阪介護支援専門員協会研修室

■ブロック活動部

1. 支部組織の支援

昨年度より各ブロックの常任理事が2名体制となり状況把握することで支部組織をブロック単位に必要な支援を実施している。

ブロックを通じて、各支部からの意見や取り組みについての情報提供を定例部会で行い、ブロック間で情報の共有を図ってきた。その中から、必要な事項については常任理事会へ上程する体制をとっており、今後も継続を図っていく。その他、引き続き、支部交流会や支部長会などを通じてブロック間の活性とつながり作りに努めている。

2. ブロック活動部定例部会の開催

ブロック活動部の定例会議日は、毎月第3金曜日午後7時からWeb会議を開催。

3. 地域協会員からの意見提言

令和7年4月 第7ブロック協会員からの意見提言(令和6年度分)

令和7年5月 第8ブロック協会員からの意見提言(令和6年度分)

令和7年9月 第1ブロック協会員からの意見提言

令和7年10月 第2ブロック協会からの意見提言
令和7年11月 第3ブロック協会からの意見提言
令和7年12月 第4ブロック協会からの意見提言
令和8年1月 第5ブロック協会からの意見提言
令和8年2月 第6ブロック協会からの意見提言
令和8年3月 第7ブロック協会からの意見提言

4. 支部交流

①支部交流会

令和7年11月29日（土）に OMM ビル3階 OCMA ホールにて令和7年度支部交流会を開催。92名の参加があり、制度改正や災害対策など「介護支援専門員の未来と安全」に直結する重要なテーマ構成となった。

第Ⅰ部：「次期介護保険制度改正の動向について」（講演）	会長	濱田和則氏
第Ⅱ部：「代議員選出の留意事項」（代議員の役割や協会との関係）	事務局長	中辻朋博氏
第Ⅲ部：「災害マニュアルについて」（グループワーク・意見交換）	副会長	吉村春生氏

②支部長会

令和8年3月28日（土）に OMM ビル3階 OCMA ホールにて令和7年度支部長会を開催。43名の参加があり、介護保険制度等における最新情報や近畿ブロック研究大会の案内、ブロック理事の推薦、代議員の選出、支部役員としての組織運営等について、重要事項を話し合う機会となった。

第Ⅰ部：「令和8年度介護報酬改定や介護保険制度の改正に関する解説」	会長	濱田和則氏
第Ⅱ部：「代議員制度について」「ブロック理事の推薦について」「近畿ブロック研究大会 in おおさか」（テーマ順）	事務局長	中辻朋博氏、常任理事 福嶋勝一郎氏、副会長 吉村春生氏
第Ⅲ部：「支部役員としての組織運営について」	副会長	大谷信哉氏

■府民情報発信部

1. 機関紙 OCMA 通信の発行

当協会の機関誌「OCMA 通信」で会員の皆様に興味を持っていただけるような内容で発刊していく。また当協会で開催した総会・支部交流会・支部長会その他のイベント・研修等の記事も掲載しました。各支部での活動や社会資源についての記事掲載を実施していく。発行回数：4回/年度（4月・8月・10月・1月）

2. ホームページの管理・運営

当協会のホームページの管理・運営を事務局と協力して行った。チラシの PDF 掲載により各支部での法定外研修時に非会員へ案内していく。ホームページの内容を更新していく。OCMA 通信のアップなど

3. 府民対象広報活動

「バリアフリー展 2025」で相談ブースを設置し、介護支援専門員に対して興味を持っていただけるように広報活動を行った。2名体制3日間。開催日：令和7年4月16日～18日 インテックス大阪

4. 定例会の開催

担当理事役員及び委員は定期的に会議（偶数月 OCMA 会場・奇数月 Zoom）を開催し、情報の共有や意見交換を行った。

開催日：令和7年4月14日（月）、5月12日（月）、6月9日（月）、7月7日（月）、8月12日（火）
9月8日（月）、10月6日（月）、11月10日（月）、12月8日（月）、令和8年1月13日（火）
2月3日（火）、3月9日（月）（年間12回実施）

■総務部

1. 個人情報管理

個人情報の適正管理のための取り扱い指針徹底を行った。

2. 諸規程の整備、運用管理

「会員に関する規程」「会費規則」について変更（案）の作成検討

3. 人権意識を向上するため総会時に役員等の人権研修を実施

3. 代議員選出に関する支援

代議員選出に関して各支部への助言を行った。

4. 大阪介護支援専門員協会の事業遂行に際して、定款等に遵守しているか確認。

■災害対策委員会

1. 研修事業

令和7年11月16日(日) 法定外研修

「BCPフォローアップ研修」 講師:神崎 とも子 氏、石村 陽一氏 会場:OCMA ホール

参加者:47名+ファシリテーター3名

2. 災害訓練

令和7年9月3日(金) 大阪府880万人訓練 199名参加

大阪880万人訓練アンケート回答 (45名から回答)

3. 委員会 (毎月第3水曜日)

令和7年4月16日、5月14日、6月18日、7月16日、8月20日、9月17日、10月15日、

11月19日、12月17日、令和8年1月21日、2月18日、3月18日 (計12回)

4. 大阪介護支援専門員協会災害対応マニュアルの作成 令和7年度版作成

5. 大阪DWA T

会 議 : 令和7年5月29日 (木)、12月19日 (金)

打合せ : 令和7年10月8日 (水)

研 修 : 令和7年11月25日 (火) コーディネーター研修

令和8年1月8日 (木) 大阪DWA T本部研修

令和8年2月12日 (木) 大阪DWA T全体研修

■研修センター

1. 実施報告

主に法定研修の環境を整備し、介護支援専門員の資質の向上に取り組んだ。研修実施に当たっては、受講者へ感染対策に協力を得ながら実施した。また、厚生労働省介護支援専門員オンライン研修システムを活用し、講義に係る時間は、同システムでeラーニングとして実施し、同システムの活用ができない方は、レポート課題を作成して実施した。演習については、自宅学習時間を差し引いた時間数で参集又はオンラインにより実施した。

◆指定研修実施団体

研修課程	研修実施団体
実務未経験研修・再研修・専門研修Ⅰ 主任研修・主任更新研修	公益社団法人 大阪介護支援専門員協会
専門研修Ⅱ	公益財団法人 大阪 YMCA
実務研修	一般財団法人 大阪府地域福祉推進財団

- ①再研修（4 コース 再研修受講修了者数 188 名）
- ②未経験研修（参集 5 コース及びオンライン 5 コース、未経験研修受講修了者数 496 名）
- ③専門研修課程Ⅰ（11 コース 更新Ⅰ受講修了者数 441 名・現任Ⅰ受講修了者数 95 名）
- ④主任介護支援専門員研修（10 コース 受講修了者数 546 名）
- ⑤主任介護支援専門員更新研修（参集 9 コース及びオンライン 11 コース 受講修了者数 1226 名）
- ⑥連絡協議会等 更新研修・現任研修連絡協議会 10 回

2. 活動内容（委託事業）

①登録事務事業（大阪府委託）

通常窓口業務期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

業務時間：午前 10 時～午後 4 時 休日 土曜・日・祝日

- I 実務研修修了後 i 介護支援専門員登録申請 ii 介護支援専門員証交付申請手続き
- II 主任介護支援専門員研修修了後一対象者（満了日 2 か月前から）介護支援専門員証交付申請

III年間登録実績

種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
主任更新	14	8	11	7	3	4	0	39	71	71	53	29	310
主任更新(置換しない)	12	7	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	22
更新	1236	795	206	36	25	25	48	20	73	271	282	715	3732
再研修	4	0	3	5	4	3	5	4	103	15	4	65	215
新証交付(27回)	0	0	9	304	253	212	256	36	27	0	0	0	1097
初回	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	0	1	6
書換交付	5	8	6	4	5	4	7	7	3	8	4	7	68
再交付	3	5	2	4	4	2	3	5	4	4	4	6	46
過年度	0	0	0	0	3	1	1	2	2	3	4	2	18
合計	1274	823	238	360	297	251	321	114	284	375	352	825	5514

3. 適正化事業について

令和 7 年度				
市町村名	実数	個別評価	全体レビュー	研修
柏原市	42	有	有	有（対面研修）
交野市	45	有	有	有（対面研修）
田尻町	15	有	有	有（対面研修）
豊中市	147	有	有	有（Web 配信研修）
枚方市	39	有	有	無
寝屋川市	98	有	有	有（対面研修）
忠岡町	18	有	有	有（対面研修）
箕面市	41	有	有	有（対面研修）

千早赤阪村	5	有	有	有 (Web 研修)	
岬町	—	—	—	有 (対面研修)	
大阪市	大正区	26	有	有	有 (Web 配信研修)
	天王寺区	26	有	有	
	福島区	31	有	有	
	都島区	40	有	有	
	中央区	31	有	有	
	鶴見区	48	有	有	
	平野区	99	有	有	
	西成区	121	有	有	
	小計	422	—	—	
合計	872	17	17	10	

4. 講師派遣事業

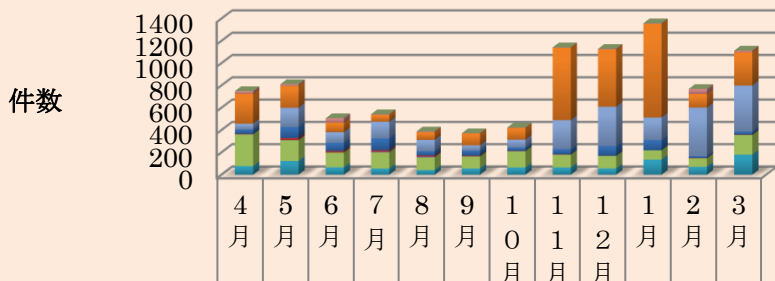
支部・団体名	支部・団体名
バリアフリー2025	門真市介護保険サービス事業者連絡会
滋賀県介護支援専門員連絡協議会	大東市ケアマネジャー研究会
特定非営利活動法人 日本ホスピス・在宅ケア研究会	茨木市地域包括支援センター
高槻市役所	大阪市港区南部地域包括支援センター
四條畷市 健康福祉部高齢福祉課	大阪市平野区5地域包括支援センター
枚方市介護認定給付課 (委託: 枚方市介護支援専門員連絡協議会)	東住吉区地域包括支援センター
東大阪市福祉部高齢介護室 給付管理課	阪南市尾崎・東鳥取地域包括支援センター、阪南市西鳥取・下荘地域包括支援センター
八尾市居宅介護支援事業者部会	能勢町地域包括支援センター
河内長野市ケアネットワーク会議 ケアマネ部会	泉大津市社会福祉協議会・泉大津市地域包括支援センター
平野区介護保険事業者連絡会 居宅介護支援部会 長吉ブロック	池田・豊能・能勢支部
一般社団法人枚方市介護支援専門員連絡協議会	枚方支部
中央区居宅介護事業者連絡会	大東支部
都島区居宅介護支援事業所連絡会	港区支部
鶴見区居宅介護支援事業所連絡会	泉州南支部
東住吉ケアマネ連絡会	柏原支部

5. その他活動内容

研修及び登録に関わる相談事業

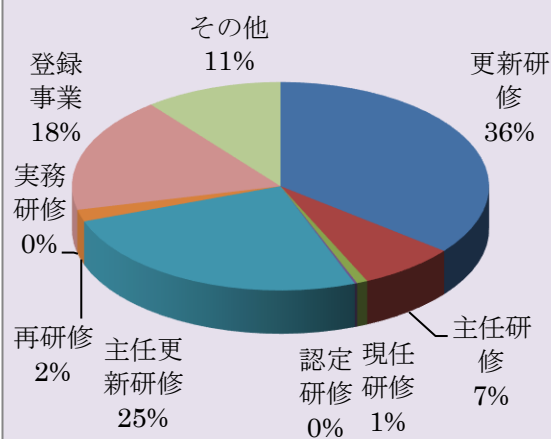
令和7年度実績（令和7年4月1日～令和8年3月31日）													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
更新研修	269	196	86	62	69	107	106	650	514	840	122	298	3319
主任研修	38	99	73	106	37	45	30	48	88	91	16	28	699
現任研修	3	18	13	13	11	7	3	3	1	0	3	3	78
認定研修	2	2	0	6	7	1	0	0	0	0	0	0	18
主任更新研修	53	172	96	150	102	47	71	259	353	203	436	413	2355
再研修	24	16	40	6	7	2	3	3	5	5	45	15	171
実務研修	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
登録事業	284	186	132	144	113	107	145	114	111	84	76	176	1672
その他	77	123	67	56	42	56	65	65	57	135	71	180	994
合計	750	812	507	543	388	372	423	1142	1129	1358	769	1113	9306

2025年コール実績



■ 実務研修	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
■ 再研修	24	16	40	6	7	2	3	3	5	5	45	15	
■ 更新研修	269	196	86	62	69	107	106	650	514	840	122	298	
■ 主任更新研修	53	172	96	150	102	47	71	259	353	203	436	413	
■ 主任研修	38	99	73	106	37	45	30	48	88	91	16	28	
■ 現任研修	3	18	13	13	11	7	3	3	1	0	3	3	
■ 認定研修	2	2	0	6	7	1	0	0	0	0	0	0	
■ 登録事業	284	186	132	144	113	107	145	114	111	84	76	176	
■ その他	77	123	67	56	42	56	65	65	57	135	71	180	

内訳



※年間コールセンターにおける電話対応内容

※1日3回コールセンターによるFAX対応により事務局員による専門的電話内容の回答及び相談を受ける。

※コール対応時間帯 9:00～18:00（1日/9時間） 日祝年末の休日を除く

6. 法定外研修ホームページ掲載一覧

法定外研修ホームページ掲載一覧（令和7年4月1日～令和8年3月31日実施掲載）	
法定研修実施団体（法定研修実施団体）	掲載回数
大阪府地域福祉推進財団	26
公益財団法人大阪 YMCA	27
大阪介護支援専門員協会 学術研究部会	14
社団法人大阪介護支援専門員協会 職能対策部	1
大阪介護支援専門員協会 災害対策委員会	1

法定研修実施団体（市町村）		掲載回数
池田市福祉部地域支援課		1
高槻市役所福祉相談支援課		2
高槻市健康福祉部長寿介護課		2
茨木市健康医療部長寿介護課		5
枚方市 介護認定給付課（委託：枚方市介護支援専門員連絡協議会）		1
枚方市役所 健康福祉部 健康づくり課（委託：枚方市介護支援専門員連絡協議会）		1
枚方市役所 地域健康福祉室 長寿・介護保険担当（委託：枚方市介護支援専門員連絡協議会）		2
四條畷市高齢福祉課		1
大阪市（委託：大阪市社会福祉研修・情報センター）		7
東大阪市（福祉部）		6
柏原市（市立柏原病院）		6
羽曳野市保健福祉部地域包括支援課		2
藤井寺市		1
和泉市（委託：和泉市在宅医療介護相談支援センター）		4
富田林市高齢介護課		4
岸和田市保健部介護保険課		1
熊取町介護保険課		2
岬町役場高齢福祉課		4
田尻町 高齢障害支援課		1
大阪狭山市		1

法定研修実施団体（地域包括支援センター）		掲載回数
泉佐野市	基幹包括支援センターいずみさの	2
和泉市	貴生会地域包括支援センター	1
和泉市	光明荘地域包括支援センター	1
泉大津市	泉大津市地域包括支援センター	1
豊中市	中央地域包括支援センター	1
大阪市	大阪市西区地域包括支援センター	1
大阪市	矢田地域包括支援センター	2

大阪市	淀川区地域包括支援センター	2
大阪市	此花区南西部地域包括支援センター	2
大阪市	都島区地域包括支援センター	3
大阪市	中央区北部地域包括支援センター	2
大阪市	天王寺区地域包括支援センター	1
大阪市	東成区北部地域包括支援センター	1
大阪市	城東区城陽地域包括支援センター	1
大阪市	都島区北部地域包括支援センター	4
大阪市	西淀川区南西部地域包括支援センター	1
大阪市	福島区地域包括支援センター	1
大阪市	平野区瓜破地域包括支援センター	1
大阪市	港区地域包括支援センター	1
大阪市	港区南部地域包括支援センター	1
貝塚市	貝塚市地域包括支援センター	2
交野市	交野市地域包括支援センター	8
河内長野市	河内長野市東部地域包括支援センター	5
岸和田市	岸和田市地域包括支援センター社協久米田	1
岸和田市	岸和田市地域包括支援センター社協	1
岸和田市	岸和田市地域包括支援センター萬寿園葛城の谷	1
岸和田市	地域包括支援センターいなば荘	1
泉南市	泉南市地域包括支援センターなでしこりんくう	1
泉南市	泉南市地域包括支援センター六尾の郷	1
阪南市	阪南市尾崎東鳥取地域包括支援センター	1
田尻町	田尻町地域包括支援センター花みずき	1
岬町	岬町社協地域包括支援センター	1
堺市	堺市社会福祉協議会包括支援センター統括課	1
堺市	西第二地域包括支援センター	1
大東市	大東市地域包括支援センター	5
高槻市	阿武山地域包括支援センター	1
富田林市	富田林市第2地域包括支援センター	1
富田林市	富田林市第3圏域地域包括支援センター	2
東大阪市	地域包括支援センターレーベンズポルト	2
枚方市	枚方市地域包括支援センター社協こもれび	1
枚方市	枚方市地域包括支援センターみどり	1
枚方市	枚方市地域包括支援センター大潤会	1
松原市	松原市地域包括支援センター	2
藤井寺市	藤井寺市地域包括支援センター	3
河南町	河南町地域包括支援センター	2
太子町	太子町地域包括支援センター	2

忠岡町	忠岡町地域包括支援センター	1
能勢町	能勢町地域包括支援センター	1
門真市	門真第1地域包括支援センター	1
門真市	門真第2地域包括支援センター	2
門真市	門真第3地域包括支援センター	1
門真市	門真第4地域包括支援センター	1
門真市	門真第5地域包括支援センター	1
守口市	守口第1地域包括支援センター	1
守口市	守口第2地域包括支援センター	1
守口市	守口第3地域包括支援センター	1
守口市	守口第4地域包括支援センター	1

ブロック	支部名	掲載回数
第Ⅰブロック	池田・豊能・能勢支部	1
	箕面支部	1
	豊中支部	3
	吹田支部	2
	摂津支部	8
	茨木支部	2
	高槻・島本支部	1
第Ⅱブロック	枚方支部	2
	寝屋川市支部	1
	門真支部	1
	大東市支部	2
	四條畷支部	1
第Ⅲブロック	東大阪東支部	1
	東大阪西支部	2
	八尾支部	2
	柏原支部	1
第Ⅳブロック	藤井寺支部	1
	河内長野支部・富田林支部・大阪狭山支部合同	1
	大阪狭山支部	2
第Ⅴブロック	堺ブロック	4
	堺市堺区支部	2
	堺市西区支部	2
	堺市南区支部	2
	堺市東区・美原区支部	2
	堺市北区支部	1
第Ⅵブロック	第Ⅵブロック	1

	泉大津支部	1
	岸和田・忠岡支部	1
	貝塚市支部	2
	泉佐野・熊取・田尻支部	1
	泉州南支部	2
第Ⅶブロック	旭区支部	1
	天王寺区支部	1
	生野支部	1
	鶴見区支部	2
	浪速区支部	2
第Ⅷブロック	大阪市西区支部	1
	港区支部	1
	阿倍野区支部	4
	住之江区支部	2
	西淀川区	2
	住吉支部	1
	東住吉支部	2
	西成支部	4
	西成支部・住之江区共催	2
	支部合同（北、住之江、住吉、天王寺、東成、東淀川、平野）	1
24区支部	24区支部長会	2

■ 事務局

会員の活動を推進するために、各会員支部の運営を円滑に進める連携に努めた。又、日本介護支援専門員協会・他団体・関係機関等とも連携・情報の共有を図った。

府民への相談等にも応じ、公益に資する事業展開を行うとともに感染症対策の下に事務を実施した。

1. 会員管理部門

- ①会員への入退会に関する事務作業の実施をした。
- ②会費未納者に対する督促を行ない、会員継続の意思確認を行うと共に未納会費の納付を促進した。
- ③賛助団体についても、継続と入会促進を行った。
- ④ブロック活動部と協力し、情報共有・連携を行った。
- ⑤各支部会員の相談・活動への支援・協力を行った。

2. 事業部サポート部門

- ①各事業部の活動の支援を行った。
- ②各事業部会開催時の支援と部会自主事業の支援を行った。
- ③感染症に対する予防策の継続に対する支援を行った。

3. 財産管理部門

- ①会計事務所の指導に基づき、会計予算の適切な執行を管理し、会計業務を処理した。また、所轄税務署と事業活動中に発生する取引について課税・非課税の確認を行なうなど、公益法人会計に則った会計処理を行った。

- ②法人財産管理体制の強化に努めた。
- ③支部への地域支援金等の配布を実施した。

4. 渉外部門

- ①関係団体及び関係機関からの各種依頼を調整し、関係団体主催行事へ役員出席の手配等の支援を行った。
- ②バリアフリー展セミナーへの参画
- ③大阪関西万博への参画

5. 指定・受託事業支援部門

- ①指定事業・受託事業に関して契約更新から清算書完了報告を行った。
- ②法令遵守にかかる事務作業等の運営に参画した。
- ③公益法人の法人格に係る申請業務を行った。
- ④感染防止対策継続で体制強化による実施を行った。
- ⑤指定・受託機関との連携・情報共有を行った。

6. 日本介護支援専門員協会との連携

- ①日本介護支援専門員協会の支部として、入会金徴収代行、会費徴収代行を行い、日本協会との事務連携に努めた。
- ②代議員選挙の実施及び関わる支援業務等
- ③日本介護支援専門員協会が実施する全国大会等への協力を行った。

令和7年度役員名簿

令和8年4月1日現在

NO	役職	所属団体・推薦区	役員氏名
1	理事・会長	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 老人施設部会(在宅)	濱田 和則
2	理事・副会長	一般社団法人 大阪府医師会	前川 たかし
3	理事・副会長	公益社団法人 大阪府鍼灸師会	吉村 春生
4	理事・副会長	第V推薦区	大谷 信哉
5	理事・事務局長	特定非営利活動法人 大阪医療ソーシャルワーカー協会	中辻 朋博
6	理事・常任理事	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 老人施設部会(施設)	藤田 徹
7	理事・常任理事	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会	近藤 和明
8	理事・常任理事	公益社団法人 大阪介護福祉士会	荒木 大輔
9	理事・常任理事	公益社団法人 大阪府歯科衛生士会	米田 裕香
10	理事・常任理事	第I推薦区	菊澤 薫
11	理事・常任理事	第I推薦区	植田 智子
12	理事・常任理事	第II推薦区	西岡 誠
13	理事・常任理事	第II推薦区	出来田 容子
14	理事・常任理事	第III推薦区	征録 明彦
15	理事・常任理事	第III推薦区	森田 圭吾
16	理事・常任理事	第IV推薦区	峯山 建道
17	理事・常任理事	第IV推薦区	吉原 英明
18	理事・常任理事	第V推薦区	根来 宝
19	理事・常任理事	第VI推薦区	竹尾 安代
20	理事・常任理事	第VI推薦区	庄禮 博文
21	理事・常任理事	第VII推薦区	原川 忠士
22	理事・常任理事	第VII推薦区	峯岸 良旨
23	理事・常任理事	第VIII推薦区	福嶋 勝一郎
24	理事・常任理事	第VIII推薦区	中島 洋海
25	理事・常任理事	会長推薦	雨師 みよ子
26	理事	一般社団法人 大阪府私立病院協会	鹿島 洋一
27	理事	一般社団法人 大阪府病院協会	牧 恭彦
28	理事	一般社団法人 大阪府歯科医師会	阪本 貴司
29	理事	一般社団法人 大阪府薬剤師会	鈴木 理恵
30	理事	公益社団法人 大阪府看護協会	弘川 摩子
31	理事	社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会	小牧 義孝
32	理事	一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟	北野 智傑
33	理事	公益社団法人 大阪社会福祉士会	澤村 康孝
34	理事	一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会	長濱 あかし
35	理事	公益社団法人 大阪府栄養士会	山下 晶子
36	理事	公益社団法人 大阪府柔道整復師会	次井 義博
37	理事	公益社団法人 大阪府理学療法士会	十時 陽生
38	理事	一般社団法人 大阪府作業療法士会	藤原 太郎
39	監事	監事	三好 隆夫
40	監事	監事	秦 康宏

支部長一覧

令和8年4月1日現在

支部 No.	支部名	支部長名	支部 No.	支部名	支部長名
1	池田・豊能・能勢支部	板野 純平	34	泉大津支部	竹尾 安代
2	箕面支部	松尾 隆一	35	高石市支部	渡部 功司
3	豊中支部	松田 浩治	36	岸和田・忠岡支部	庄禮 博文
4	吹田支部	菊澤 薫	37	貝塚市支部	古賀 直人
5	摂津支部	下村 宗治	38	泉佐野・熊取・田尻支部	藤田 賢次
6	茨木支部	倉田 怜和	39	泉州南支部	田中 孝
7	高槻・島本支部	植田 智子	40	北区支部	滋野 貴之
8	枚方支部	西岡 誠	41	大阪市都島区支部	峯岸 良旨
9	寝屋川市支部	入江 かなな	42	大阪市淀川区支部	亀山 友之
10	守口支部	近藤 和明	43	大阪市東淀川区支部	村瀬 崇人
11	門真支部	里中 美都子	44	旭区支部	海原 義公
12	大東市支部	服部 真一郎	45	大阪市福島区支部	澁谷 光央
13	四條畷支部	出来田 容子	46	此花支部	熊本 準
14	交野支部	西岡 美香子	47	大阪市西区支部	福嶋 勝一郎
15	東大阪西支部	舟本 洋子	48	港支部	大鼻 竜之介
16	東大阪中支部	福永 剛	49	大正区支部	下田 博文
16	東大阪中支部	新井 基浩	50	大阪市西淀川区支部	中島 洋海
17	東大阪東支部	永澤 至子	51	大阪市中心区支部	藪納 裕子
18	八尾支部	森田 圭吾	52	天王寺区支部	西岡 陽子
19	柏原支部	有元 修治	53	大阪市浪速区支部	山口 由美
20	松原市支部	吉原 英明	54	東成区支部	原川 忠士
21	羽曳野市支部	大熊 宏	55	生野支部	有村 哲史
22	藤井寺市支部	辻岡 勝志	56	大阪市城東区支部	竹内 幸二
23	富田林支部	玉置 智宏	57	大阪市鶴見区支部	森本 文也
24	河内長野支部	峯山 建道	58	阿倍野区支部	田中 孝博
25	大阪狭山市支部	宮崎 信也	59	住之江区支部	木之下 洋子
26	堺市堺区支部	東端 真人	60	住吉支部	乾 善智
27	堺市西区支部	河内 良祐	61	東住吉支部	吉村 春生
28	堺市中区支部	梶山 尚也	62	平野支部	山本 孝美
29	堺市東区支部	木元 佳苗	63	西成支部	稲垣 貴之
30	堺市南区支部	小名 京子			
31	堺市美原区支部	山口 亮			
32	堺市北区支部	田中 大喜			
33	和泉市支部	高橋 智			

賛助会員一覧

令和8年4月1日現在

No.	団体名	No.	団体名
1	公益社団法人 大阪府鍼灸師会	46	株式会社 プラスワン
2	公益社団法人 関西シルバーサービス協会	47	社会福祉法人コスモス 老人デイサービスセンター結いの里
3	一般社団法人 大阪府医師会	48	株式会社 大塚商会 本町支店
4	公益社団法人 大阪府柔道整復師会	49	非営利活動法人れんげメディカルグループ
5	公益社団法人 大阪介護福祉士会	50	医療法人一祐会 介護老人保健施設ハーモニー
6	公益社団法人 大阪府栄養士会	51	株式会社ウエルモ
7	社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会	52	株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター
8	一般社団法人 大阪府薬剤師会	53	一般社団法人此花区医師会
9	特定非営利活動法人 大阪医療ソーシャルワーカー協会	54	株式会社エム・エーイ
10	中央法規出版 株式会社	55	一般社団法人 日本認知症予防協会
11	一般社団法人 大阪府歯科医師会	56	ケアプランセンターエンジョイ
12	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 老人施設部会	57	北辰税理士法人
13	公益社団法人 大阪府看護協会	58	社会福祉法人 堺市社会福祉協議会 御中
14	公益社団法人 大阪府歯科衛生士会	59	社会医療法人生長会・社会福祉法人悠人会
15	公益社団法人 大阪社会福祉士会	60	株式会社ウエルファン
16	一般社団法人 堺市医師会 介護老人保健施設いずみの郷	61	株式会社相志 ケアプランセンターきぼう
17	社会福祉法人 晋栄福祉会	62	社会福祉法人泉大津市社会福祉協議会
18	社会福祉法人成光苑 特別養護老人ホームせつつ桜苑	63	社会福祉法人ビーナス福祉会
19	社会福祉法人 玉美福祉会	64	医療法人篤友会
20	一般財団法人 大阪府地域福祉推進財団	65	社会福祉法人 永寿福祉会
21	社会医療法人 ペガサス 経理部	66	一般社団法人フェニックス・プラン
22	株式会社 大塚製薬工場 大阪支店 OS-1 事業部	67	株式会社春夏秋冬
23	新日本法規出版 株式会社	68	一般社団法人 しえる
24	社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会	69	医療法人松浦医院
25	株式会社 マザーハウス	70	大畑会計事務所
26	ATCエイジレスセンター	71	医療法人優幸会 中村クリニック
27	田中ビジネスサポート 株式会社	72	日本ロングライフ株式会社
28	医療法人 錦秀会 阪和ケアプランセンター	73	株式会社心都
29	株式会社 アドファッション	74	社会福祉法人長野社会福祉事業財団
30	株式会社 KOSMO	75	社会医療法人 ONE FLAG
31	富士通 JAPAN 株式会社	76	株式会社 eWeLL
32	特別養護老人ホーム青都荘	77	特定非営利活動法人いちえの会 大阪事業所
33	東洋羽毛関西販売 株式会社	78	株式会社ソナエル
34	アーバン警備保障株式会社	79	合資会社プレゼンス
35	第一法規株式会社 販売推進局福祉市場開拓部(大阪)	80	一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会
36	株式会社 スーパーコート	81	株式会社アイリス
37	ケアプランセンターれんげ	82	公益財団法人浅香山病院
38	株式会社 コミ尼克出版	83	株式会社ニチイ学館
39	社会医療法人 三宝会	84	社会福祉法人瑞徳会
40	社会福祉法人 健成会	85	一般社団法人 ゆとりの会
41	医療法人みどり会 枚方市地域包括支援センターみどり	86	社会医療法人 若弘会
42	社会福祉法人隆生福祉会	87	社会福祉法人大阪市西成区社会福祉協議会
43	一般社団法人 河内長野市医師会 地域連携室	88	医療法人 医方会 居宅介護支援事業所 桔梗苑
44	有限会社 吉村鍼灸院	89	株式会社エタニティホールディングス
45	ケアプランセンターポプラ・訪問介護ステーションポプラ池田	90	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団

第一号議案

令和7年度決算報告について（別紙参照）

第二号議案

公益社団法人大阪介護支援専門員協会 会費規則の改正について（別紙参照）

第三号議案

理事・監事の選任について（別紙参照）

公益社団法人大阪介護支援専門員協会

定款

第1章 総則

名称

第1条

この法人は、公益社団法人大阪介護支援専門員協会（以下「本会」という。）と称する。

事務所

第2条

本会は、主たる事務所を大阪市中央区に置く。

第2章 目的及び事業

目的

第3条

本会は、ケアマネジメントの促進に関する事業を行い、高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。

事業

第4条

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 高齢者のケアマネジメント及び介護保険制度に関する相談支援事業
- 府民の安心した暮らしの実現のための医療・福祉・介護の専門職体制維持・構築等に関する事業（地域支援等）
- 介護支援事業、介護支援専門員資質向上に関する教育・刊行物の編集・啓発・調査研究事業
- 保健・医療・福祉・行政等関係機関との連絡・調整等に関する事業（ケアマネジメントの提供及び社会保障活用適正化等に関する支援）
- 高齢者の人権尊重及び権利擁護、介護支援専門員の職業倫理向上のための事業
- その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、大阪府域内において行うものとする。

第3章 会員及び社員

法人の構成員

第5条

本会に次の会員を置く。

(1) 正会員

介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第5項に規定する介護支援専門員、又は第69条の2第1項に規定する介護支援専門員の登録を受けている者のいずれかであって、大阪府内に住所又は就業先を有する者

(2) 賛助会員

本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(3) 名誉会員

本会に多大な功勞のあった者で、理事会の推薦を受け、総会の承認を得た者

正会員又は賛助会員の資格の取得

第6条

正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定める入会申込書により、本会に申し込まなければならない。

経費の負担

第7条

会員は、本会の活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、総会において定める額を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び賛助会費を納入しなければならない。

会員の資格喪失

第8条

会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
- (2) 1年以上会費を滞納したとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 正会員にあつては、介護支援専門員でなくなったとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 介護保険法第69条の2第1項に該当するとき

除名

第9条

会員が次のいずれかに該当するに至ったときには、総会の決議を経て、当該会員を除名することができる。ただし、その会員に対し、総会の1週間前までに除名する旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

既納の会費等

第10条

既納の入会金、会費、寄付金及びその他の拠出金等は、これを返還しない。

社員

第11条

本会の社員は、本会の定める地域ごとにおおむね正会員50人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって「法人法」上の社員とする。(代議員の定数の取扱いについては、社員総会で別に定めるとともに、端数の取扱いについては理事会で定める。)

- 2 代議員は、理事または監事と兼ねることができない。
- 3 代議員の選出方法は、社員総会において別に定める方法による。

- 4 代議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 5 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の代議員を選出することができ、その選出方法は、社員総会において別に定める方法による。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 6 代議員の解任については、第26条の規定を準用する。
- 7 代議員が正会員たる資格を喪失した時は、代議員たる資格も同時に喪失する。
- 8 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
 - (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
 - (3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
 - (4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)
 - (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
 - (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
 - (7) 法人法第229条第2項の権利(精算法人の貸借対照表等の閲覧等)
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

第4章 社員総会

構成

第12条

本会の社員総会（以下「総会」という。）は、第11条で定められた代議員で構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

権限

第13条

総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

開催

第14条

総会は、定時総会として毎年度1回6月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

招集

第15条

総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた理事が招集する。

- 2 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総

会の招集を請求することができる。

3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から 5 週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

4 会長は、総会の日時、場所、目的である事項等を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の 1 週間前までに通知を発しなければならない。

議長

第 16 条

社員総会の議長は、総会において代議員の中から選出する。

議決権

第 17 条

社員総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。ただし他の代議員がやむを得ず欠席の場合に 1 名については委任を受けることができる。

決議

第 18 条

総会の決議は、代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するには、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が 21 条に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

代理及び書面による議決権の行使

第 19 条

やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって又は電磁的方法により議決し、他の代議員を代理人として書面により表決を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

議事録

第 20 条

総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び会長並びに出席理事 2 名以上は、前項の議事録に記名又は押印する。

第 5 章 役員

役員の設定

第21条

本会に、次の役員を置く。

(1) 理事6名以上40名以内とする。

(2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を会長、3名を副会長とし、会長及び副会長以外の理事のうち常任理事、専務理事及び常勤の理事を置くことができる。

3 前項の会長をもって法人法の代表理事とし、前項の副会長、常任理事及び専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

役員を選任

第22条

理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び業務執行理事は理事会において選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

理事の職務及び権限

第23条

理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐し、この定款及び理事会において定めるところにより、その職務を執行する。

4 会長及び副会長並びに業務執行理事は、3箇月に1回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

5 業務執行理事である常任理事及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

6 理事会は会長を選定及び解職する。この場合において、理事会は、総会の議決により会長候補を選出し理事会において当該候補者を選定する方法によるものとする。

監事の職務及び権限

第24条

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

役員任期

第25条

理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

3 欠員理事の後任として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。但し監事は除く。

役員解任

第26条

理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

役員の報酬

第27条

理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

相談役

第28条

本会に、任意の機関として、1名以上3名以下の相談役を置く。

2 相談役は、次の職務を行う。

- (1) 会長の相談に応じること
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 相談役の報酬は、無償とする。

第6章 理事会

構成

第29条

本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

権限

第30条

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 社員総会の招集に関する事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項の決定
- (3) この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その公益社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

種類及び開催

第31条

理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)会長が必要と認めたとき。

(2)理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

招 集

第32条

理事会は会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。
- 4 会長が欠けたとき又は事故があるときは、理事会が定めた順序で各理事が理事会を招集する。

議 長

第33条

理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事がこれに当たる。

決議及び定足数等

第34条

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。別途定める遠隔会議の実施ガイドラインに従った方法により、遠隔地からの出席も可能とする。ただし、議事録に出席方法を明記する。

決議の省略

第35条

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。

議事録

第36条

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した会長及び監事が記名押印する。

第7章 組織

業務機関

第37条

理事会は本会業務を分掌させるための事業部会、委員会、機関等を設置することができる。

- 2 前項について必要な事項は理事会で別に定める。

第8章 事務局

事務局

第38条

本会の事務処理を行うために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長等の重要な職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第9章 資産及び会計

事業年度

第39条

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

事業計画及び収支予算

第40条

本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

事業報告及び決算

第41条

本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

公益目的取得財産残額の算定

第42条

会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

基金

第43条

本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、本会が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第10章 定款の変更及び解散

定款の変更

第44条

この定款は、総会の決議により変更することができる。

解散

第45条

本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により、解散する。

公益認定の取消し等に伴う贈与

第46条

本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本会が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

残余財産の帰属

第47条

本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告

公告の方法

第48条

本会の公告は電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、大阪府において発行する日刊新聞紙（日経新聞）に掲載する方法による。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は濱田和則とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

【会員状況】

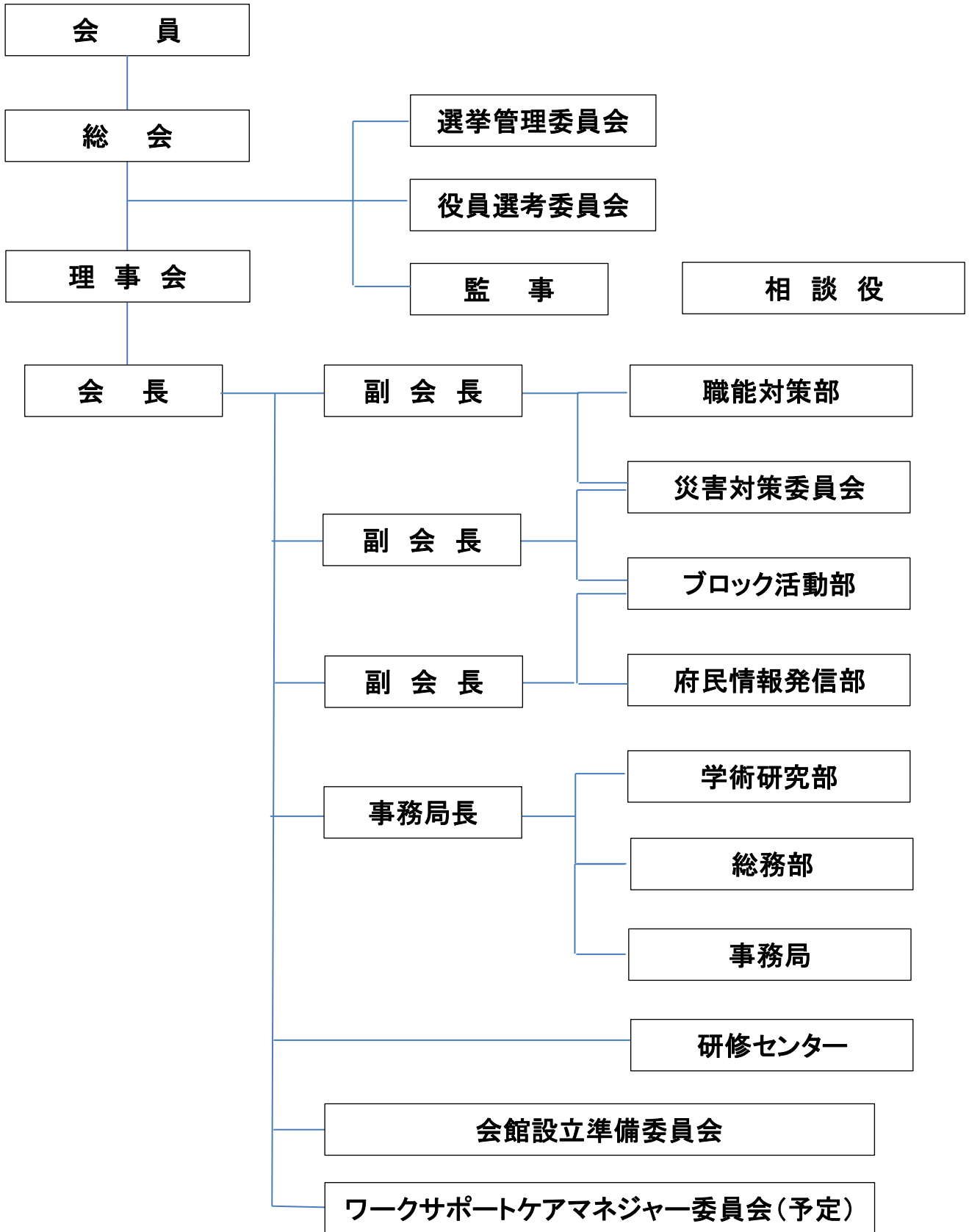
正会員数	2635
有効会員数	2592
賛助団体数	90

(所持資格一覧)

その他	367
はり師、灸師	54
医師	8
栄養士	32
介護福祉士	1592
看護師	195
管理栄養士	40
作業療法士	8
歯科医師	12
歯科衛生士	83
社会福祉士	365
柔道整復師	28
准看護師	42
保健師	15
訪問介護員	211
薬剤師	27
理学療法士	20
精神保健福祉士	45

2026/03/31 時点

< 組 織 図 >



R8年度予算額

	公益目的事業会計		収益目的事業会計		法人目的事業会計	合計(A)
	公1		収1	他1	法人	
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益						
基本財産受取利息	6,500		0	0	6,500	13,000
特定資産運用益						
特定資産受取利息	0		0	0	55,000	55,000
受取入会金						
受取入会金	4,000		0	0	383,000	387,000
受取会費合計	124,760		0	0	12,351,240	12,476,000
正会員受取会費	115,760		0	0	11,460,240	11,576,000
賛助会員受取会費	9,000		0	0	891,000	900,000
事業収益合計	157,339,000		22,385,000	488,000	0	180,212,000
介護支援専門員研修事業収入	151,289,000		0	0	0	151,289,000
登録事業収入	0		7,082,000	0	0	7,082,000
講師調整事業収入	656,000		0	0	0	656,000
連絡協議会事業収入	4,288,000		0	0	0	4,288,000
その他研修事業収入	1,042,000		0	0	0	1,042,000
その他事業収入	64,000		283,000	488,000	0	835,000
介護扶助適正化事業収入	0		15,020,000	0	0	15,020,000
受取補助金等	0		0	0	0	0
受取国庫補助金	0		0	0	0	0
受取地方公共団体補助金	0		0	0	0	0
受取利息	0		0	0	373,000	373,000
雑収益	4,984,000		1,944,000	0	313,000	7,241,000
経常収益合計	162,458,260		24,329,000	488,000	13,481,740	200,757,000
(2) 経常費用						
事業費	175,696,000		7,841,000	3,425,000	0	186,962,000
役員報酬	42,000		0	0		42,000
給料手当・賞与	34,439,000		1,913,000	383,000		36,735,000
賃金	14,946,000		0	0		14,946,000
退職給付費用	1,551,000		86,000	17,000		1,654,000
福利厚生費	0		0	0		0
旅費交通費	3,979,000		165,000	26,000		4,170,000
通信運搬費	5,957,000		588,000	1,575,000		8,120,000
減価償却費	1,748,000		97,000	19,000		1,864,000
消耗品費	3,345,000		175,000	35,000		3,555,000
修繕費	0		0	0		0
印刷製本費	21,370,000		1,181,000	1,006,000		23,557,000
法定福利費	7,403,000		411,000	82,000		7,896,000
光熱水料費	1,202,000		0	0		1,202,000
賃借料	30,116,000		1,673,000	0		31,789,000
保険料	963,000		0	0		963,000
諸謝金	28,909,000		304,000	0		29,213,000
租税公課	165,000		1,111,000	29,000		1,305,000
委託費	16,082,000		61,000	238,000		16,381,000
会議費	492,000		0	0		492,000
手数料	2,981,000		76,000	15,000		3,072,000
雑費	6,000		0	0		6,000
管理費	0		0	0	15,472,000	15,472,000
役員報酬					406,000	406,000
給料手当・賞与					1,531,000	1,531,000
賃金					623,000	623,000
退職給付費用					69,000	69,000
福利厚生費					262,000	262,000
法定福利費					329,000	329,000
会議費					9,000	9,000
旅費交通費					425,000	425,000
通信運搬費					232,000	232,000
減価償却費					78,000	78,000
消耗品費					2,753,000	2,753,000
修繕費					0	0
印刷製本費					203,000	203,000
光熱水料費					129,000	129,000
賃借料					1,921,000	1,921,000
保険料					228,000	228,000
諸謝金					2,675,000	2,675,000
租税公課					21,000	21,000
委託費					61,000	61,000
手数料					2,747,000	2,747,000
雑費					770,000	770,000
経常費用合計	175,696,000		7,841,000	3,425,000	15,472,000	202,434,000
評価損益等調整前当期経常増減額	-13,237,740		16,488,000	-2,937,000	-1,990,260	-1,677,000
基本財産評価損益等						0
特定資産評価損益等	-13,237,740		16,488,000	-2,937,000	-1,990,260	-1,677,000
投資有価証券評価損益等						0
評価損益等計						0
当期経常増減額	-13,237,740		16,488,000	-2,937,000	-1,990,260	-1,677,000
(1) 経常外収益						
過年度退職給付引当金修正益	0		0	0	0	0
経常外収益計	0		0	0	0	0
(2) 経常外費用						
過年度退職給付引当金修正損	0		0	0	0	0
経常外費用計	0		0	0	0	0
当期経常外増減額	0		0	0	0	0
他会計振替額	7,920,000		-7,920,000			0
当期一般正味財産増減額	-5,317,740		8,568,000	-2,937,000	-1,990,260	-1,677,000

正味財産増減計算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

第一号議案書

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	12,500	200	12,300
特定資産運用益			
特定資産受取利息	52,484	10,287	42,197
受取入金			
受取入金	386,000	177,000	209,000
受取会費合計	11,954,000	12,754,000	-800,000
正会員受取会費	11,064,000	11,884,000	-820,000
賛助会員受取会費	890,000	870,000	20,000
事業収益合計	162,405,190	176,115,725	-13,710,535
介護支援専門員研修事業収入	133,861,170	153,233,810	-19,372,640
登録事業収入	7,484,771	6,078,785	1,405,986
講師調整事業収入	541,400	654,100	-112,700
連絡協議会事業収入	3,226,161	4,131,996	-905,835
その他研修事業収入	920,000	354,500	565,500
その他事業収入	876,461	869,861	6,600
介護扶助適正化事業収入	15,495,227	10,792,673	4,702,554
受取補助金等	0	0	0
受取国庫補助金	0	0	0
受取地方公共団体補助金	0	0	0
雑収益合計	7,205,833	9,492,475	-2,286,642
受取利息	346,350	105,032	241,318
雑収益	6,859,483	9,387,443	-2,527,960
経常収益合計	182,016,007	198,549,687	-16,533,680
(2) 経常費用			
事業費	188,461,793	204,487,495	-16,025,702
役員報酬	40,800	73,450	-32,650
給料手当	37,159,417	41,342,508	-4,183,091
賃金	14,796,732	13,288,500	1,508,232
退職給付費用	1,638,805	1,084,440	554,365
旅費交通費	3,763,575	3,762,099	1,476
通信運搬費	8,271,335	8,151,971	119,364
減価償却費	2,757,103	3,081,836	-324,733
消耗品費	2,823,996	4,407,437	-1,583,441
修繕費	3,030,500	0	3,030,500
印刷製本費	21,556,224	25,021,300	-3,465,076
法定福利費	7,896,667	8,099,737	-203,070
光熱水料費	1,125,417	1,164,324	-38,907
賃借料	33,608,293	41,859,458	-8,251,165
保険料	705,293	895,394	-190,101
諸謝金	28,127,000	30,976,160	-2,849,160
租税公課	1,499,700	1,288,200	211,500
委託費	15,769,483	16,279,760	-510,277
会議費	523,086	575,605	-52,519
手数料	3,282,009	3,135,276	146,733
雑費	86,358	40	86,318
管理費	16,305,863	16,055,452	250,411
役員報酬	383,200	705,050	-321,850
給料手当	1,548,309	1,722,605	-174,296
賃金	616,531	553,687	62,844
退職給付費用	68,283	45,185	23,098
福利厚生費	183,986	316,173	-132,187
会議費	9,860	15,588	-5,728
旅費交通費	512,107	187,551	324,556
通信運搬費	232,246	223,505	8,741
減価償却費	114,879	128,410	-13,531
消耗品費	2,578,844	2,861,167	-282,323
修繕費	159,500	0	159,500
印刷製本費	769,454	289,821	479,633
法定福利費	329,028	337,489	-8,461
光熱水料費	125,046	127,933	-2,887
賃借料	1,920,843	2,679,429	-758,586
保険料	229,348	238,414	-9,066
諸謝金	2,808,500	1,915,000	893,500
租税公課	15,620	15,520	100
委託費	60,687	68,352	-7,665
手数料	2,794,239	2,785,094	9,145
雑費	845,353	839,479	5,874
経常費用合計	204,767,656	220,542,947	-15,775,291
評価損益等調整前当期経常増減額	-22,751,649	-21,993,260	-758,389
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	-22,751,649	-21,993,260	-758,389
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
退職給付引当金戻入	0	1,304,000	-1,304,000
経常外収益合計	0	1,304,000	-1,304,000
(2) 経常外費用			
貸倒損失	240,000	132,000	108,000
経常外費用合計	240,000	132,000	108,000
当期経常外増減額	-240,000	1,172,000	-1,412,000
当期一般正味財産増減額	-22,991,649	-20,821,260	-2,170,389
一般正味財産期首残高	220,141,968	240,963,228	-20,821,260
一般正味財産期末残高	197,150,319	220,141,968	-22,991,649
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増加額			
指定正味財産期首残高	10,000,000	10,000,000	0
指定正味財産期末残高	10,000,000	10,000,000	0
III 正味財産期末残高	207,150,319	230,141,968	-22,991,649

正味財産増減計算書内訳表

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

	公益目的事業会計		収益事業等会計		法人会計	合計
	公1	収1	他1	小計		
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益						
基本財産受取利息	6,250	0	0	0	6,250	12,500
特定資産運用益						
特定資産受取利息	0	0	0	0	52,484	52,484
受取入会金						
受取入会金	3,860	0	0	0	382,140	386,000
受取会費合計	119,540	0	0	0	11,834,460	11,954,000
正会員受取会費	110,640	0	0	0	10,953,360	11,064,000
賛助会員受取会費	8,900	0	0	0	881,100	890,000
事業収益合計	138,606,731	23,290,259	508,200	23,798,459	0	162,405,190
介護支援専門員研修事業収入	133,861,170	0	0	0	0	133,861,170
登録事業収入	0	7,484,771	0	7,484,771	0	7,484,771
講師調整事業収入	541,400	0	0	0	0	541,400
連絡協議会事業収入	3,226,161	0	0	0	0	3,226,161
その他研修事業収入	920,000	0	0	0	0	920,000
その他事業収入	58,000	310,261	508,200	818,461	0	876,461
介護扶助適正化事業収入	0	15,495,227	0	15,495,227	0	15,495,227
受取補助金等	0	0	0	0	0	0
受取国庫補助金	0	0	0	0	0	0
受取地方公共団体補助金	0	0	0	0	0	0
受取利息	0	0	0	0	346,350	346,350
雑収益	4,988,918	1,476,703	0	1,476,703	393,862	6,859,483
経常収益合計	143,725,299	24,766,962	508,200	25,275,162	13,015,546	182,016,007
(2) 経常費用						
事業費	176,523,292	8,343,345	3,595,156	11,938,501	0	188,461,793
役員報酬	40,800	0	0	0		40,800
給料手当	34,836,954	1,935,386	387,077	2,322,463		37,159,417
賞金	14,796,732	0	0	0		14,796,732
退職給付費用	1,536,379	85,355	17,071	102,426		1,638,805
福利厚生費	0	0	0	0		0
旅費交通費	3,581,748	156,346	25,481	181,827		3,763,575
通信運搬費	6,171,978	555,819	1,543,538	2,099,357		8,271,335
減価償却費	2,584,784	143,599	28,720	172,319		2,757,103
消耗品費	2,664,554	132,868	26,574	159,442		2,823,996
修繕費	2,871,000	159,500	0	159,500		3,030,500
印刷製本費	19,063,861	1,257,800	1,234,563	2,492,363		21,556,224
法定福利費	7,403,125	411,285	82,257	493,542		7,896,667
光熱水料費	1,125,417	0	0	0		1,125,417
賃借料	31,935,170	1,673,123	0	1,673,123		33,608,293
保険料	705,293	0	0	0		705,293
諸謝金	27,780,500	346,500	0	346,500		28,127,000
租税公課	332,500	1,144,200	23,000	1,167,200		1,499,700
委託費	15,300,496	258,687	210,300	468,987		15,769,483
会議費	523,086	0	0	0		523,086
手数料	3,182,557	82,877	16,575	99,452		3,282,009
雑費	86,358	0	0	0		86,358
管理費					16,305,863	16,305,863
役員報酬					383,200	383,200
給料手当					1,548,309	1,548,309
賞金					616,531	616,531
退職給付費用					68,283	68,283
福利厚生費					183,986	183,986
会議費					9,860	9,860
旅費交通費					512,107	512,107
通信運搬費					232,246	232,246
減価償却費					114,879	114,879
消耗品費					2,578,844	2,578,844
修繕費					159,500	159,500
印刷製本費					769,454	769,454
法定福利費					329,028	329,028
光熱水料費					125,046	125,046
賃借料					1,920,843	1,920,843
保険料					229,348	229,348
諸謝金					2,808,500	2,808,500
租税公課					15,620	15,620
委託費					60,687	60,687
手数料					2,794,239	2,794,239
雑費					845,353	845,353
経常費用合計	176,523,292	8,343,345	3,595,156	11,938,501	16,305,863	204,767,656
評価損益等調整前当期経常増減額	-32,797,993	16,423,617	-3,086,956	13,336,661	-3,290,317	-22,751,649
評価損益等計						0
当期経常増減額	-32,797,993	16,423,617	-3,086,956	13,336,661	-3,290,317	-22,751,649
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
退職給付引当金戻入	0	0	0	0	0	0
経常外収益合計	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用						
貸倒損失	2,400	0	0	0	237,600	240,000
経常外費用合計	2,400	0	0	0	237,600	240,000
当期経常外増減額	-2,400	0	0	0	-237,600	-240,000
税引前当期一般正味財産増減額	-32,800,393	16,423,617	-3,086,956	13,336,661	-3,527,917	-22,991,649
他会計振替前当期一般正味財産増減額	-32,800,393	16,423,617	-3,086,956	13,336,661	-3,527,917	-22,991,649
他会計振替額	7,850,872	-7,850,872	0	-7,850,872	0	0
当期一般正味財産増減額	-24,949,521	8,572,745	-3,086,956	5,485,789	-3,527,917	-22,991,649
一般正味財産期首残高						220,141,968
一般正味財産期末残高						197,150,319
II 指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増加額						10,000,000
指定正味財産期首残高						10,000,000
指定正味財産期末残高						207,150,319
III 正味財産期末残高						207,150,319

貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	99,016,090	65,433,932	33,582,158
現金	161,571	121,069	40,502
普通預金	71,686,893	46,611,609	25,075,284
郵便貯金	27,167,626	18,701,254	8,466,372
未収会費	100,000	168,000	-68,000
未収金	19,036,851	15,645,502	3,391,349
前払金	5,186,606	1,602,905	3,583,701
立替金	4,830	55,036	-50,206
貯蔵品	6,197,940	2,133,462	4,064,478
流動資産合計	129,542,317	85,038,837	44,503,480
2 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産特定預金	10,000,000	10,000,000	0
基本財産合計	10,000,000	10,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	5,147,750	4,432,375	715,375
備品・社会資源等購入引当預金	6,611,623	6,611,623	0
減価償却引当預金	2,312,097	2,312,097	0
EMS維持費用積立預金	1,221,350	1,221,350	0
会館積立資産	100,000,000	100,000,000	0
特定資産合計	115,292,820	114,577,445	715,375
(3) その他固定資産			
建物	5	5	0
什器備品	3,281,295	7,036,247	-3,754,952
敷金	22,947,180	32,481,600	-9,534,420
保証金	5,500	5,500	0
ソフトウェア	395,084	573,284	-178,200
リース資産	1,894,860	833,690	1,061,170
その他固定資産合計	28,523,924	40,930,326	-12,406,402
固定資産合計	153,816,744	165,507,771	-11,691,027
資産の部合計	283,359,061	250,546,608	32,812,453
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	15,425,224	8,747,592	6,677,632
仮受金	13,870	13,870	0
前受金	50,990,384	831,000	50,159,384
預り金	452,354	444,310	8,044
賞与引当金	2,166,600	2,510,533	-343,933
流動負債合計	69,048,432	12,547,305	56,501,127
2 固定負債			
退職給付引当金	5,147,750	4,432,375	715,375
リース債務	2,012,560	3,424,960	-1,412,400
固定負債合計	7,160,310	7,857,335	-697,025
負債の部合計	76,208,742	20,404,640	55,804,102
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
基本財産特定預金	10,000,000	10,000,000	0
指定正味財産合計	10,000,000	10,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	10,000,000	10,000,000	
2 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	(110,145,070)	(110,145,070)	
正味財産の部合計	207,150,319	230,141,968	-22,991,649
負債及び正味財産合計	283,359,061	250,546,608	32,812,453

財産目録

令和8年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	小計	金額
(流動資産)					
現金預金 現金 普通預金 郵便貯金 未収会費 未収金 前払金 立替金 貯蔵品	現金預金	手元保管	運転資金として	161,571	
	現金	りそな銀行大手支店	運転資金として	71,686,893	
	普通預金	ゆうちょ銀行大阪支店	運転資金として	27,167,626	99,016,090
	郵便貯金				
	未収会費	当協会	公益1% 法人事業99%に対するR7年度会費		100,000
	未収金	大阪府 5市町村 ㈱ユカ 大阪YMCA 大阪YMCA 大阪府地域福祉推進財団 損害保険ジャパン㈱ 日本介護支援専門員協会	収益事業に対する証の交付事務業務委託費 収益事業に対する介護扶助適正化事業委託費 収益事業に対する自動販売機代 収益事業に対する更新・現任専門Ⅱ研修講師調整事業費 収益事業に対する更新・現任専門Ⅱ共通経費分担金 第28回実務研修 講師調整 傷害保険料精算等 公益50% 法人事業50%に対する事務手数料など	1,116,060 13,315,082 540 214,500 3,226,161 317,300 204,408 642,800	19,036,851
	前払金	損害保険ジャパン㈱ 応研 京阪建物 デジタルファクトリー オンライン研修受講者	公益事業に対する保険料 R8年度分 給与大臣保守料 R8/4月～1年 前払家賃(地下4階倉庫、16階貸室、地下1階貸室、1階コワーキング利用会費) ホスティング料 R8/4月分 公益事業に対するR8年度研修用テキスト代金等	880,668 52,800 668,629 20,952 3,563,557	5,186,606
	立替金	第25回近畿ブロック研究大会	近畿大会チラン費用		4,830
	貯蔵品	当協会	公益事業に対する介護支援専門員研修テキスト OMMビル駐車券	6,185,140 12,800	6,197,940
	流動資産合計				
(固定資産)					
基本財産					
基本財産特定預金					
基本財産特定預金	りそな銀行大手支店	基本財産資金として管理されている預金 (共用財産) 公益目的事業50% 法人目的事業50%			10,000,000
特定資産					
備品・社会資源等購入引当預金	りそな銀行大手支店 ゆうちょ銀行大阪支店	備品・社会資源等購入資金として管理されている預金 同上	3,611,623 3,000,000		6,611,623
減価償却引当預金	りそな銀行大手支店 ゆうちょ銀行大阪支店 定期	減価償却資金として管理されている預金 同上	1,812,097 500,000		2,312,097
EMS維持費用積立預金	りそな銀行大手支店	EMS維持費用資金として管理されている預金			1,221,350
退職給付引当資産	りそな銀行大手支店	退職給付引当資金として管理されている預金			5,147,750
会館積立資産	りそな銀行大手支店	資産取得資金として会館積立のために管理されている預金			100,000,000
その他固定資産					
建物	中央区大手前1丁目7番31号 162.85坪(内装分)	公益目的事業70% 収益目的事業20% 法人目的事業10% (共用財産)			5
什器備品	中央区大手前1丁目7番31号 プロジェクト、他	公益目的事業70% 収益目的事業20% 法人目的事業10% (共用財産)			3,281,295
敷金	中央区大手前1丁目7番31号 162.85坪(3階)	公益目的事業70% 収益目的事業20% 法人目的事業10% (共用財産)	19,509,600		
	中央区大手前1丁目7番31号 (地下4階)	公益目的事業70% 収益目的事業20% 法人目的事業10% (共用財産)	300,000		
	中央区大手前1丁目7番31号 25.02坪(16階)	公益目的事業70% 収益目的事業20% 法人目的事業10% (共用財産)	1,651,320		
	中央区大手前1丁目7番31号 21.54坪(地下1階)	公益目的事業70% 収益目的事業20% 法人目的事業10% (共用財産)	1,486,260		22,947,180
保証金	中央区大手前1丁目7番31号 (1階コワーキングスペース)	公益目的事業70% 収益目的事業20% 法人目的事業10% (共用財産)			5,500
ソフトウェア	中央区大手前1丁目7番31号	公益目的事業70% 収益目的事業20% 法人目的事業10% (共用財産)			395,084
リース資産	中央区大手前1丁目7番31号	公益目的事業70% 収益目的事業20% 法人目的事業10% (共用財産)			1,894,860
固定資産合計					153,816,744
資産合計					283,359,061
(流動負債)					
未払金					
未払金	郵便事業 講師謝金等 職員 NTT西日本・ソフトバンク アスクル、㈱伊藤園 りそな銀行 京阪建物㈱ 東京海上日動ファシリティーズ㈱ ㈱TKコンタクトセンター ㈱ウチダシステムズ ㈱インソース ソニービズネットワークス㈱ ㈱アットチエース・シナジーコミュニケーションズ㈱ 大阪東税務署 ㈱大塚商会 理想科学工業㈱ (公社)大阪聴力障害者協会 ㈱彩匠堂 中央法規出版㈱	公益・収益・法人事業に対する郵便・運送料 公益・収益・法人事業に対する謝金・交通費 公益・収益・法人事業に対する給料・交通費 公益・収益・法人事業に対するNTT・携帯代・電報代 公益・収益・法人事業に対する消耗品 公益・収益・法人事業に対する振込手数料等 公益・収益・法人事業に対する会場貸室料・水道光熱費等 公益・収益・法人事業に対する日常清掃代 公益・収益・法人事業に対する委託費 公益・収益・法人事業に対する委託費 公益事業に対する委託費(オンライン研修サービス運用業務) 公益事業に対するインターネット回線サービス 公益事業に対する介護支援専門員証、名刺、テキスト代 公益・収益・法人事業に対するR7年度確定消費税 公益・収益・法人事業に対するコピーカウント料 公益・収益・法人事業に対する複合機インク代 公益事業に対する手話通訳派遣代 収益事業に対する情報誌印刷代 公益事業に対するテキスト代	464,200 3,401,040 4,168,444 51,118 131,024 41,012 106,697 86,460 351,340 359,040 343,750 67,243 3,166,625 838,300 130,699 84,920 45,000 187,880 1,400,432		15,425,224
仮受金	会員	R6年度分再研修テキスト代			13,870
前受金	会員・賛助会員 受講者	公益1% 法人99%に対するR8年度以後会費等 公益事業に対するR8年度研修受講料等	716,000 50,274,384		50,990,384
預り金	講師・職員 職員 会員	源泉所得税(給与・報酬) 住民税 日本協会入会金・会費	291,354 139,000 22,000		452,354
賞与引当金	職員	公益・収益・法人事業に対する職員の賞与引当金			2,166,600
流動負債合計					69,048,432
(固定負債)					
退職給付引当金	職員	公益・収益・法人事業に対する職員の退職引当金			5,147,750
リース債務		公益・収益・法人事業で使用するリース資産に対する未払額			2,012,560
固定負債合計					7,160,310
負債合計					76,208,742
正味財産					207,150,319

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1)当法人は「公益法人会計基準」(平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 令和2年5月15日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価方法は、先入先出法による原価法によっている。

(3)固定資産の減価償却方法

①平成19年3月31日以前に取得した固定資産 ……旧定額法

②平成19年4月1日以後に取得した固定資産 ……定額法

③所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(4)引当金の計上基準

①賞与引当金

従業員に対する、夏季賞与支給見込額の当期負担額を計上している。

②退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末における自己都合要支給額に相当する額を計上している。

(5)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は次のとおりである。

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産特定預金	10,000,000			10,000,000
小計	10,000,000	0	0	10,000,000
特定資産				
備品・社会資源等購入引当預金	6,611,623	0	0	6,611,623
減価償却引当預金	2,312,097	0	0	2,312,097
退職給付引当資産	4,432,375	715,375	0	5,147,750
E M S 維持費用積立預金	1,221,350	0	0	1,221,350
会館積立資産	100,000,000	0	0	100,000,000
小計	114,577,445	715,375	0	115,292,820
合計	124,577,445	715,375	0	125,292,820

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は次のとおりである。

科目	当期末残高	(うち指定正味 財産からの充当 額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
基本財産特定預金	10,000,000	10,000,000		
小計	10,000,000	10,000,000	0	0
特定資産				
備品・社会資源等購入引当預金	6,611,623		6,611,623	
減価償却引当預金	2,312,097		2,312,097	
退職給付引当預金	5,147,750			5,147,750
E M S 維持費用積立預金	1,221,350		1,221,350	
会館積立資産	100,000,000		100,000,000	
小計	115,292,820	0	110,145,070	5,147,750
合計	125,292,820	10,000,000	110,145,070	5,147,750

4. 担保に供している資産

なし

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は次のとおりである。

科目	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物	9,072,601	9,072,596	5
什器備品	20,388,249	17,106,954	3,281,295
ソフトウェア	891,000	495,916	395,084
リース資産	8,067,840	6,172,980	1,894,860
合計	38,419,690	32,848,446	5,571,244

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産については、財務諸表の注記に記載しているので、省略する。

2. 引当金の明細

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	2,510,533	2,166,600	2,510,533		2,166,600
退職給付引当金	4,432,375	715,375	0	0	5,147,750

監査報告書

令和8年5月11日

公益社団法人大阪介護支援専門員協会
会長 濱田 和則 殿

監事 三好 隆夫 
監事 秦 康宏 

私たち監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその付属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその付属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその付属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその付属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

第二号議案書

公益社団法人大阪介護支援専門員協会 会費規則

(目的)

第1条 本規則は、公益社団法人大阪介護支援専門員協会（以下、「本会」という。）定款第7条に基づき、本会の入会金及び年会費に関する必要な事項を定める。

(入会金及び年会費)

第2条 正会員の入会金は1,000円とする。

(1) 正会員の年会費は4,000円とする。

(2) 賛助会員の年会費は1口15,000円とする。

(納入方法)

第3条 入会金及び年会費の納入は、会長の請求に基づき指定した期日までに前納するものとする。

(滞納)

第4条 年会費の納入が1年以上におよぶ正会員または、賛助会員は、定款第10条第1項に該当し、会員としての資格を喪失する。

(会費の使途)

第5条 入会金及び年会費は、1%以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

(返還)

第6条 既納の入会金及び年会費は、一切返還しない。

(改廃)

第7条 本規則の改廃は、会員総会の決議を経て行う。

附則

本規則は、公益法人の設立の登記の日平成26年4月1日から施行する。

本規則は、令和4年6月12日から施行する。

本規則は、令和8年6月20日から施行する。

公益社団法人大阪介護支援専門員協会 会費規則 新旧対照表

新	旧
<p>(入会金及び年会費)</p> <p>第2条 正会員の入会金は1,000円とする。</p> <p>(1) 正会員の年会費は4,000円とする。</p> <p>(2) 賛助会員の年会費は<u>1口15,000円</u>とする。</p> <p>附則</p> <p>本規則は、公益法人の設立の登記の日平成26年4月1日から施行する。</p> <p>本規則は、令和4年6月12日から施行する。</p> <p><u>本規則は、令和8年6月20日から施行する。</u></p>	<p>(入会金及び年会費)</p> <p>第2条 正会員の入会金は1,000円とする。</p> <p>(1) 正会員の年会費は4,000円とする。</p> <p>(2) 賛助会員の年会費は<u>1口10,000円</u>とする。</p> <p>附則</p> <p>本規則は、公益法人の設立の登記の日平成26年4月1日から施行する。</p> <p>本規則は、令和4年6月12日から施行する。</p>

令和8年度・令和9年度 役員候補者名簿(令和8年5月23日現在)

NO	役職	所属団体・推薦区	役員氏名
1	理事	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 老人施設部会(在宅)	濱田 和則
2	理事	公益社団法人 大阪府鍼灸師会	吉村 春生
3	理事	一般社団法人 大阪府医師会	前川 たかし
4	理事	特定非営利活動法人 大阪医療ソーシャルワーカー協会	中辻 朋博
5	理事	一般社団法人 大阪府私立病院協会	鹿島 洋一
6	理事	一般社団法人 大阪府病院協会	牧 恭彦
7	理事	一般社団法人 大阪府歯科医師会	阪本 貴司
8	理事	一般社団法人 大阪府薬剤師会	池内 亜希
9	理事	公益社団法人 大阪府看護協会	弘川 摩子
10	理事	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 老人施設部会(施設)	藤田 徹
11	理事	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会	近藤 和明
12	理事	社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会	小牧 義孝
13	理事	一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟	北野 智傑
14	理事	公益社団法人 大阪社会福祉士会	澤村 康孝
15	理事	公益社団法人 大阪介護福祉士会	荒木 大輔
16	理事	一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会	長濱 あかし
17	理事	公益社団法人 大阪府栄養士会	栗林 美貴子
18	理事	公益社団法人 大阪府歯科衛生士会	米田 裕香
19	理事	公益社団法人 大阪府柔道整復師会	次井 義博
20	理事	公益社団法人 大阪府理学療法士会	十時 陽生
21	理事	一般社団法人 大阪府作業療法士会	田中 歩
22	理事	第Ⅰ推薦区	菊澤 薫
23	理事	第Ⅰ推薦区	植田 智子
24	理事	第Ⅱ推薦区	西岡 誠
25	理事	第Ⅱ推薦区	出来田 容子
26	理事	第Ⅲ推薦区	有元 修治
27	理事	第Ⅲ推薦区	森田 圭吾
28	理事	第Ⅳ推薦区	峯山 建道
29	理事	第Ⅳ推薦区	尾本 洋史
30	理事	第Ⅴ推薦区	大谷 信哉
31	理事	第Ⅴ推薦区	根来 宝
32	理事	第Ⅵ推薦区	竹尾 安代
33	理事	第Ⅵ推薦区	庄禮 博文
34	理事	第Ⅶ推薦区	原川 忠士
35	理事	第Ⅶ推薦区	峯岸 良旨
36	理事	第Ⅷ推薦区	福嶋 勝一郎
37	理事	第Ⅷ推薦区	中島 洋海
38	理事	会長推薦	雨師 みよ子
39	監事	監事	三好 隆夫
40	監事	監事	秦 康宏